



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ト ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 澤 俊 治
(コード番号 7412 東証・名証 第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 太 田 一 義
(連絡先電話番号：052-857-5225)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 16 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 28 年 4 月 25 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 6 月 16 日開催予定の当社第 45 回定時株主総会での承認を条件に、「監査役会設置会社」から「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたします。これに伴い、必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 40 条第 2 項(損害賠償責任の一部免除)を変更するものであります。尚、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う所定の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 16 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 16 日

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線部が変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条（条文省略）</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A 種優先株式</p> <p>（A 種優先配当金）</p> <p>第 12 条の 2 当社は、<u>第 43 条</u>に定める剰余金の配当金を支払うときは、A 種優先株式を有する株主（以下、A 種優先株主という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下、A 種優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）（以下、A 種優先配当金という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;">A 種優先配当金＝200 円× 2 %</p> <p>② 当社は、<u>第 43 条</u>に定める金銭の分配を行うときは、A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、A 種優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p>③（条文省略）</p> <p>第 12 条の 3～第 12 条の 10（条文省略）</p> <p>（A 種優先配当金の除斥期間）</p> <p>第 12 条の 11 <u>第 44 条</u>の規定は、A 種優先配当金および A 種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 3 B 種優先株式</p> <p>第 12 条の 12～第 12 条の 22（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条の 2（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条（現行どおり）</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A 種優先株式</p> <p>（A 種優先配当金）</p> <p>第 12 条の 2 当社は、<u>第 40 条</u>に定める剰余金の配当金を支払うときは、A 種優先株式を有する株主（以下、A 種優先株主という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下、A 種優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）（以下、A 種優先配当金という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;">A 種優先配当金＝200 円× 2 %</p> <p>② 当社は、<u>第 40 条</u>に定める金銭の分配を行うときは、A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、A 種優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>第 12 条の 3～第 12 条の 10（現行どおり）</p> <p>（A 種優先配当金の除斥期間）</p> <p>第 12 条の 11 <u>第 41 条</u>の規定は、A 種優先配当金および A 種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 3 B 種優先株式</p> <p>第 12 条の 12～第 12 条の 22（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条の 2（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。<u>ただし、議決につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない時</u>は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 36 条</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 28 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、議決につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>39</u> 条 当会社の会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 取締役、<u>監査役</u>および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 <u>40</u> 条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)および<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当会社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役</u>については 500 万円以上、<u>社外監査役</u>に関しては 500 万円以上、<u>会計監査人</u>については 3,000 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>34</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 <u>36</u> 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 取締役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 <u>37</u> 条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>については 500 万円以上、<u>会計監査人</u>については 3,000 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p>